

2010年12月6日

東京都港区白金台4-6-1

東京大学医科学研究所

先端医療社会コミュニケーションシステム

社会連携研究部門内

上 昌 弘 殿

東京都港区虎ノ門5-3-20

仙石山アネックス308号室

秋山幹男法律事務所

TEL 03 (3431) 3973

株式会社朝日新聞社代理人

弁護士 秋 山 幹 男



申し入れ書

前略

小職は、株式会社朝日新聞社（以下、朝日新聞社という）の代理人として、貴殿の名誉毀損行為に対し、以下のとおり申し入れます。




貴殿は、医療ガバナンス学会のメールマガジンに「朝日新聞 がんワクチン報道の波紋」と題する記事を掲載し、その中で、2010年10月15日付朝日新聞朝刊掲載のがんペプチドワクチン臨床試験に関する記事について、「現時点で朝日新聞の記事は捏造の疑いが強いと言わざるを得ません。」「これでは朝日新聞の自作自演と言われても仕方ありません。」などと記載しておられます。

上記のようにお書きになられたからには、事実関係を具体的に調査されたのだと存じます。「捏造の疑い」とは記事のどの部分をいうのかお示してください。また、そのように認定された根拠を具体的にお示してください。


貴殿は、C a p t i v a t i o n N e t w o r k が朝日新聞社に対する抗議文の中で「捏造の可能性が高い」「捏造と考えられる」としていることを理由としておられるのかも知れません。同抗議文は、朝日新聞の記者の対面取材を受けたのは大阪大学の関係者のみで、同大学関係者は記事にある発言をしていないことを確認していますが、対面取材を受けたのは大阪大学関係者だけではなく、また、取材は対面取材ではありません。さらに、大学関係者は各大学とも多数います。調査は不

22.12.6  
12-18



完全なものです。調査に対し取材源が発言の事実を簡単に認めるとは考えられないこともご理解いただけるものと思います。

本件記事に、「捏造の疑いが強い」「自作自演」などと指摘されるような部分はありません。上記メールマガジンの「捏造」の記載は、全く根拠のないものです。



記事について「捏造」などと指摘するのは、新聞社に対する極めて重大な名誉毀損行為です。ただちに貴殿の記事から当該箇所を削除するとともに、上記メールマガジンに訂正と謝罪の記事を掲載するよう要求いたします。また、同様の指摘をしている「infoseek内憂外患」掲載の貴殿の「朝日新聞がんワクチン報道を読み解く」と題する記事についても、同様の措置を講じるよう要求いたします。要求に応じていただけない場合は法的措置を検討いたします。

本書面に対する貴殿のご見解を、本書面受領後1週間以内に、小職あて書面にてお示しくください。

なお、貴殿がメールマガジンで朝日新聞の記事について指摘しておられる点については、2010年11月30日付朝日新聞朝刊掲載の「Q & A」及び朝日新聞社の

アサヒ・コム内の医療サイト・アピタルに掲載した東京  
大学医科学研究所宛回答書をご覧ください。

草々

この郵便物は平成 22. 年12 月 6 日  
第 74218 号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
郵便事業株式会社

